

## 船舶事故調査報告書

平成24年8月30日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 横山 鐵 男（部会長）  
 委員 庄 司 邦 昭  
 委員 根 本 美 奈

事故種類	乗組員死亡
発生日時	平成24年2月21日 17時10分ごろ
発生場所	<sup>ながす めいしほま</sup> 熊本県長洲町名石浜泊地 長洲町所在の長洲港北防波堤灯台から真方位129° 2,320m付近 （概位 北緯32° 54.6′ 東経130° 27.5′）
事故調査の経過	平成24年2月24日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者としての機関長からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	貨物船 <sup>あたご</sup> 愛宕丸、198トン 131395、有限会社白石海運 54.64m×9.00m×5.50m、鋼 ディーゼル機関、551kW、平成2年9月2日
乗組員等に関する情報	船長 男性 48歳 五級海技士（航海） 免許年月日 昭和58年7月15日 免状交付年月日 平成20年5月28日 免状有効期間満了日 平成25年7月14日 機関長 男性 46歳 五級海技士（機関）（機関限定）（履歴限定） 免許年月日 平成5年11月22日 免状交付年月日 平成20年4月11日 免状有効期間満了日 平成25年6月21日
死傷者等	死亡 1人（機関長）
損傷	なし
事故の経過	本船は、船長及び機関長ほか1人が乗り組み、平成24年2月20日18時30分ごろ名石浜泊地に錨泊し、22日午後の厚板鋼板約413tの場荷役に備えた。 船長は、21日17時10分ごろ船橋左舷船尾の海図台上に備え付けた座椅子に座って携帯電話を使用していたとき、船橋に置いている‘特定小電力トランシーバー’（以下「トランシーバー」という。）で「あっ」という機関長の声を聞いたことから、異変が発生したものと思い、船内を捜索した。 船長は、係船索が巻き取られた状態で巻き出し側に回転し続けていた‘船首甲板の左舷側係船索リール’（以下「本件係船索リール」という。）付近の甲板上において、頭を左舷船尾方に向け、両脚を右舷船首方に投げ

	<p>出し、仰向けで倒れている機関長を発見した。</p> <p>機関長は、意識があり、船長の「大丈夫か」の問い掛けに対し、「迷惑掛けてごめん」と返事をしたが、左脚付根から出血しているのが作業ズボン越しに分かる状態であった。</p> <p>船長は、救急車の手配を行い、機関を始動し、甲板員と2人で本船を荷揚げ先の岸壁に着岸させた。</p> <p>機関長は、救急車により病院に搬送され、緊急手術を受けたものの、平成24年2月23日骨盤骨折に伴う出血性ショックによる死亡が確認された。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 曇り、風 なし、視界 良好</p> <p>海象：海上 平穏</p>	
その他の事項	<p>機関長は、本事故発生時、ふだんどおり、作業服上下、ヘルメット及び安全靴を着用し、トランシーバーを所持していた。</p> <p>船長は、船内マイクが故障しているため、相互に連絡できるトランシーバーを乗組員全員に持たせていた。</p> <p>本船は、船首甲板の左右舷の揚錨機の外舷側に電動油圧モータ駆動の係船索リールが装備されており、船尾方を向いて係船索リールを操作する操縦スタンドが船首甲板中央にあり、操縦スタンドには、中立を挟み、手前に倒せば、巻き出し、船尾方に押せば、巻き上げとなる回転方向操作レバーと回転速度を2段階で切り替えられる回転速度レバーが設けられていた。</p> <p>係船索リールは、手動バンドブレーキを緩め、クラッチレバーを離脱側とすれば、電動油圧モータ軸の連結が外れ、係船リールがフリーになって手動で係船索を引き出せ、同レバーを嵌合側にすれば、係船索を電動油圧モータで巻くことができるものであり、揚錨機にも同様の手動バンドブレーキ及びクラッチレバーが付設されていた。</p> <p>係船索リールは、直径約120cm幅45cmであり、甲板上からの高さが18cmのリール台に設置され、リール台とリール外縁との隙間が約5cmとなっており、直径約38mm長さ約165mのポリプロピレン製係船索を巻いていた。</p> <p>操縦スタンドと係船索リールの中央寄り側の外縁との距離は、揚錨機の錨鎖及びホースパイプを跨ぐ形であり、約130cmであった。</p> <p>船長は、機関長が入港前日の夕刻に本件係船索リール関連の作業を行う旨の連絡を受けていなかった。</p> <p>甲板員は、本事故発生時、船尾の食堂で夕食の準備をしていた。</p>	
分析	<p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>なし</p> <p>不明</p> <p>なし</p> <p>機関長の死因は、骨盤骨折に伴う出血性ショックであった。</p> <p>本船は、名石浜沖で錨泊中巻き出し方向に電動で回転していた本件係船索リール付近に機関長が倒れていたことから、機関長が、本件係船索リールを運転中に負傷した可能性があると考えられるが、負傷後に死亡しており、また、目撃者もなかったため、</p>

		負傷に至った状況を明らかにすることはできなかった。
原因	本事故は、本船が名石浜泊地に錨泊中、機関長が本件係船索リールを運転中に発生したものと考えられる。	
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 係船索リールの操作等を行う際は、事前に船長に作業内容等を連絡した上、複数人で作業に当たること。</li> </ul>	